# 事務所通信 VOL-174 (2024/08)

編集責任者:佐藤寿志 0100

### 税理士のひとりごと

税理士の佐藤です。日頃から「企業経営 は様々なリスクとの戦いです」とお客様 にお話しているのですが・・。

先日(7月23日)、小樽市内でゴミ収集 車に小学2年生(7歳)がはねられ死亡す



る悲しい事故がありました。午前10時40分頃、夏休み初日の出来事でした。楽しい未来が待っていたにも関わらず、突然の事故で短

い人生を終えたお子様には、只々ご冥福をお祈りいたします。

お子様の親御さんにしてみたら、いつも当たり前のように笑っていた宝物が突然いなくなり・・。また、運転手の家族にとっては、まさか自分の夫(父親)が犯罪者になるとは想像も出来なかった事でしょう・・。一瞬で多くの人の人生が様変わりしました。

小樽市内では誰もが知っている有名企業が起こした死亡事故は、私自身も経営者として「危機管理」の大切さを考えさせられる重大事件です。身近な人(本人、家族、従業員、従業員の家族)が不幸にならないように、車の安全運転の徹底のみならず、労働環境の見直しが急務です・・。

# 「交通事故のリスク」

今月は、交通事故のリスクについて皆様と情報を共有したいと思います。参考図書は「わかりやすり交通事故(前田杉明著、自由国民社)」です。

私たちが企業活動を行うためには、自動車



の利用が不可欠です。経営 者自身のみならず、従業員 も車のハンドルを握ります。

> 先ほどのゴミ収集車に関しては車を移動させ、ゴミを 回収しなければ売上(収益)

が生み出されません。同様に多くの企業では営業マンが車を運転し、顧客訪問をしなければ売上は増えません。

つまり、ほとんどすべての会社ではだれかがいつも(営業時間内)車を運転しているのが当たり前なのが現実です。

# 「誰の責任?」

事故を起こした場合、損害賠償の<u>責任を</u> 誰が負う事になるでしょうか?。

おおむね皆様が想像するとおり、民法では

「事故を起こした運転手」、 「事故を起こした運転手の使用者」となっています。しか し、それだけにはとどまりません。人身事故の場合には「運



行供用者」(自賠法)も責任が求められます。

自賠法では「自己のために自動車を運行の用に供するものは、その運行によって他人の生命または身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる」とされています。一見すると、自分(会社)には無関係な交通事故であっても、その損害を「運行供用者」として負担しなければならないケースがある事をご理解下さい。

#### 「運行供用者」

本書によると、「自動車の所有者、自動車を他人に貸した者、従業員が会社の車を無断で運転した場合、従業員の車を雇用主が業務に使用させた場合、子会社・下請け業者など元請、下請の関係がある場合」などが運転供用者になるようです。

特に注意が必要なのは「車両を占有使用している従業員が勤務時間外に事故を起こした場合」や「業務に個人の車を借り上げている場合」でしょうか(冷汗・・)。

過去には「病欠を理由に会社を欠勤し、実際には会社の車で私的なドライブ中に事故を起こし」、無断使用は禁止の規則があった場合でも企業の過失は免れなかったようです。

企業防衛として、いろいろな車両の運転に



関する規則を整備したとしても従業員の起こした 事故の責任が企業に来ます・・。

結局は従業員一人一 人の自覚と責任が不可

欠なのですが・・事故が起こった場合には企業の責任がとわれます。従業員のほんの一瞬の不注意で会社が破綻(倒産)する事も考えられます。

#### 「通勤中の事故」

たとえば、従業員が帰り道に自家用車を

使ってお客さんにもの を届ける事もあると思い ます。会社がそれを「認 めて」、ガソリン代など 金銭的な補填をした場



合には、通勤中の「仕事と個人の車」との関係が業務の一環として捉えられます。

この場合、重要なのは、用事があったときに事故を起こした場合だけではなく、日常的に自家用車を会社が使うことを容認していた場合には賠償責任のリスクがあります。

また、営業に限らず事務の仕事に携わっている人が日常的に自家用車で銀行に行く、 又は会社の備品を買物に行くことが普通に行われていると思います。営業車やハイエースなどのいわゆる会社所有の車両のみならず、従業員の自家用車であっても、実態が業務の延長なので「運転供用者」と会社がみなされたら賠償責任が来る事をご理解下さい。

最近は従業員の質の低下を嘆く声をよく聞きます。また、そもそも採用レベルに達していない人しか来ないので採用せざるを得ないと話している経営者もいます。仮に信頼している従業員であっても事故が起こらないように常に注意を促す必要があります。

# 1 つの重大事故の背後には 29 の軽微な事故がありその背景には 300 の異常(ヒヤリ・ハット)が存在する (ハインリッヒの法則)

## 編集後記:

皆さんもご存じの通り、最近、海上保安庁と JAL 機の衝突、海上自衛隊へリ2機の衝突、JAL 機同士の翼端接触など空の分野で信じられないようなミス・事故が起きています。管制官、パイロット、整備員等は、私たち中小企業の人材より優秀(従業員さんには怒られるかも?)です。そう考えると、私たち中小企業では交通事故が起きる確率はかなり高いと考えられます・・。夏の怪談のように背筋がゾッとしますね・・(寿)。